

# 建設現場における快適トイレ設置の試行要領

## 1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により試行するものである。

## 2 対象工事

原則として、すべての屋外工事を対象とする。

## 3 快適トイレの仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下の（１）、（２）を全て満たすものとする。（３）については推奨する仕様であり任意とする。

### （１）快適トイレに求める機能【必須】

- ア 洋式便座
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）

### （２）付属品として備えるもの【必須】

- キ 男女別（男女兼用含む）の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ケ サニタリーボックス（女性トイレに必ず設置）
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### （３）推奨する仕様、付属品【任意】

- シ 室内寸法 900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

#### 4 快適トイレの導入にあたっての配慮事項

快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（４）ドアの向き

ドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

#### 5 実施の流れ

快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

（１）発注者は、快適トイレ設置の試行工事であることを特記仕様書に明示するものとする。

（２）受注者は、施工計画書を作成する前に、必ず設置希望の有無を発注者に示し、希望する場合は様式１及びカタログ等により発注者と協議を行うものとする。

（３）受注者は、発注者と協議の整った快適トイレの仕様等を施工計画書に記載し、発注者へ提出するものとする。

（４）発注者は、設置された快適トイレを様式２により現場または机上で確認を行うものとする。

（５）受注者は、快適トイレの設置費用が確定後、支出実態の分かる資料（見積書、伝票等）を発注者へ提出するものとする。

（６）発注者は、（５）で提出された資料を確認し、「６ 積算の考え方」に基づき設計変更するものとする。

（７）発注者は、快適トイレ設置の試行工事が完了後、速やかに様式３を建設管理課へ提出するものとする。

## 6 積算の考え方

- (1) 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上とする。
- (2) 快適トイレの設置費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（男女兼用トイレも可）。「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円/基・月（従来型トイレ）を除いた額をいう。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合には、102,000円/基・月を上限とし、1基まで計上できるものとする。
- (4) 運搬に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。
- (5) 3の(2) 付属品として備えるものの費用、3基以上（ハウス型は2基以上）設置する場合の費用及び積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費（率分）を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、設計変更の対象としない。
- (7) 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

### 附則

本試行要領は、平成30年4月1日以降に公告する工事に適用する。

### 附則

本試行要領は、令和4年2月1日以降に公告する工事に適用する。